

平成26年第1回
尾鷲市議会定例会

所 信 表 明

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

(登壇)

平成26年第1回定例会の開会にあたり、平成26年度当初予算並びにその他の諸議案についてのご説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対して、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、輪内中学校耐震整備事業における問題につきましては、解体された旧校舎の基礎コンクリート等が撤去されず残っていたことが昨年末に判明しました。

大変由々しき事態になっており、生徒、学校関係者、市民の皆さま及び関係各位にご迷惑、ご心配をお掛けし、大変申し訳なく思っております。

現在、本件につきましては、告訴の方向で進めているところであり、早期の解決に向け全力で取り組んでまいりますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

さて、本年は、昭和29年6月20日に北牟婁郡^{おわしちょう}尾鷲町・須賀利村・九鬼村、南牟婁郡北輪内村・南輪内村の1町4村が合併し「尾鷲市」が誕生して以来、60周年を迎えることになりました。

この間、産業の振興をはじめ、福祉・健康・教育・文化の充実によるまちづくりが図られてきたところであります。また、3月30日の紀勢自動車道の全線開通など都市基盤の整備も着々と進みつつあります。

このような状況のもと、本市が持続的発展を目指すためには、市民憲章にも記されている「尾鷲市は、熊野灘に面し、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸にめぐまれた伝統ある産業と文化の都市です。わたくしたちはこのふるさとに誇りをもち、みんなの力で、豊かな未来を築く。」という考えを踏まえ、先人方に残していただいた貴重な資源や財産を最大限活用し、市民と行政が力を合

わせ、まちに活気があふれ、市民が幸せや心の豊かさを得られるようにしていくことが大切であると考えております。

そこで、市制施行60周年記念事業につきましては、本市の資源や魅力に磨きをかけ、ふるさと「尾鷲」を後世に残し、未来へつないでいくことを基本といたしました。

6月22日(日)の記念式典をはじめ、水産業・林業の学習会等を通じて、森林の持つ公益的機能の役割や水産資源保護への理解を深めてもらうなど、一連の行事のメインテーマを将来都市像の「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」、サブテーマを「おわせ人づくり」とし、「次代を担う人づくり」「地域を支える人づくり」「産業を支える人づくり」につなげていく取り組みを展開してまいりたいと考えております。

次に、国内ではアベノミクスの三本の矢によって景気回復への期待が高まる一方、本市ではその効果がまだまだ実感として感じる事ができない状況であります。

そういった中で、新年度は第6次尾鷲市総合計画の3年目を迎え、将来都市像の実現に向け、それぞれの施策を進めてまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、先ほどの市民憲章に記されている「海の幸、山の幸にめぐまれた伝統ある産業」に誇りを持ち大事にしていくことが肝要であると考えております。

また、これからのまちづくりは、多種多様な施策を「食」で有機的に連携させたいというのが私の思いであります。

そこで、昨年8月に庁内に尾鷲市「食」のプロジェクトを発足させ、本部会議、作業部会にて協議を続け、このたび、まずは、庁内だけの議論ではありますが、『尾鷲市「食」のプロジェクトの基本的な考え方』として取りまとめました。

内容につきましては、本定例会の所管の委員会にてご説明させていただきたいと存じますが、産業、健康、教育、文化などの異なる

分野の事業を「食」で連携させることや、まちなかの魅力づくりのための「食の拠点」整備など、総合的なまちづくりにつなげていくための考え方、今後の事業のあり方を示しております。

また、「食」での取り組みを進めるにあたって、本市においては漁業・水産業の充実は不可欠であります。

このためにも、新年度において、この「基本的な考え方」につきまして、漁業協同組合をはじめとする関係団体の皆さまにもご説明させていただき、また、ご意見をいただきながら、具体的な取り組み内容や手段などを示す「基本計画」を策定してまいりたいと考えております。

さらに、漁業・水産業の充実とともに、農商工連携や6次産業化の推進をより一層図るため、自らの組織も一元化し、魚まち推進課と商工観光推進課の2課を統合して「水産商工食のまち課」を新たに設置したいと思っております。

「道の駅」につきましては、一般的に休憩機能、情報発信機能及び地域の連携機能が求められますが、本市においては、「食」によるまちづくりを進めるなかで、まちなかへの動線を構築するためのゲートウェイとしての役割や災害時の復旧・復興拠点機能を特に持たせたいと考えております。

次に、「命のまちづくり」についてであります。

「東日本大震災」から3年が経とうとしておりますが、いまだに全国の避難者等は約27万人を数え、多くの方が日々不安な時を過ごされていることに、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い平穏な生活が訪れることを願う次第であります。

さて、この地域に目を移しますと、近い将来に必ず発生すると危惧される「南海トラフ巨大地震」、台風や豪雨による風水害など、本市を取り巻く状況はまさに待ったなしであり、その防災・減災対策は喫緊の課題と認識しております。

「東日本大震災」から見えてきた教訓、また本市の「津波は逃げ

るが勝ち」「明るいうちからの早めの避難」のローガンのもと、住民自らの主体的な計画や行動態勢の構築が急がれており、災害に強い「命のまちづくり」を目指し、住民と行政の協働・連携により推進してまいります。

その対策の一環として、情報伝達手段につきましては、エリアワンセグシステムの基盤整備が本年度完了いたしますので、新年度から市内全戸を対象に専用の戸別受信機を配備して、災害時等の防災情報を「映像・文字・音声」にて、分かりやすく的確に届けることで、住民の皆さまの適切な判断や迅速な避難行動につながるものと思っております。

また、情報の収集を日常化することや、電波の受信確認も兼ねた行政情報の提供も行っております。

なお、通常のワンセグ受信機でも受信は可能であるものの、市内全戸への専用の戸別受信機の配備が完了するには、2年程度の期間が必要となることから、現在実施している防災行政無線をはじめ、携帯電話へのメール配信、フリーダイヤルでの放送確認などの伝達手段も行いながら、災害時等の情報発信に努めてまいります。

次に、桜茶屋避難広場の整備につきましては、桜茶屋市有地が海拔20m以上あることから、宮ノ上地区や北浦地区などの桜茶屋周辺住民の津波避難場所、低地に設置している防災倉庫の移転先など、多目的な活用ができる防災広場の造成工事を実施いたします。また、防災広場の整備予定場所に隣接するよう保育所の高台移転計画も進めており、収容避難機能も併せ持った防災広場になると考えております。

次に、現在、住民の避難シミュレーションを実施しており、この結果を基に効果的な防災施策を構築していく事業の一つが、最新のハザードマップの作成であります。

現在のハザードマップは、平成17年度に作成し、津波予測浸水区域図及び土砂災害危険区域図を記載しております。国による「南海トラフ巨大地震」の被害想定によって県でも被害想定 of 計算を進

めていることや、新たに土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域が県によって指定される見込みであることから、新年度において、その情報を掲載した最新のハザードマップを市内全戸に配布する予定であります。

これにより、国、県の最新の情報を確実に周知するとともに、住民の防災意識のさらなる向上につながるものと考えております。

一方、中村山等既存の避難場所の見直しを含めた新たな避難施設等の最適な配置計画や、これを基にした津波避難対策に関する事業計画を策定してまいります。

次に、宮之上小学校耐震整備事業につきましては、新年度の2学期から新校舎で児童が学習できるよう工事を進めており、その後旧校舎解体と屋外附帯工事を行い、12月にはすべての工事が完了となる予定であります。輪内中学校の問題を踏まえ、監理・監視体制を強化してまいります。

木造校舎の耐震化につきましては、安全安心の確保はもとより、十分な教育効果を発揮し、子どもたちの確かな学びと豊かな育ちを保障していくためにどのようにしていくかといった視点で、昨年10月からPTAをはじめ地域の皆さまとも協議を進めております。

今後、子どもたちにとって、よりよい教育環境、学校の適正規模・配置につきまして、本年8月末には基本方針をまとめたいと考えております。

次に、学校防災教育につきましては、各学校・幼稚園で積極的に取り組んでおります。新年度も引き続き群馬大学大学院の片田教授のご指導をいただき、大規模地震・津波などの自然災害に備え、学校における平常時の防災教育・防災対策の充実を図るとともに、災害時における安全確保のための児童生徒のスキルアップを図ってまいります。

特に、子どもたちが地域の重要な担い手として育つよう、学校に

おけるタウンウォッチングや防災マップづくりなどの体験型防災学習の充実とともに、学校・家庭・地域が連携した防災対策を促進してまいります。

また、尾鷲小学校中村山避難路整備事業につきましては、基本計画の策定を終え、現在、実施設計の準備を進めており、新年度中に学校敷地内から直接中村山へ避難できるように整備いたします。

この整備の間にも起こりうる津波対策のため、保護者と教職員が一緒になって進めております中村山への避難経路につきましても、2カ所に階段を設置し整備が進められております。

次に、児童の福祉向上と保護者への子育て支援を充実させるため、保育所整備に取り組んでおります。

本定例会でお示しさせていただく「尾鷲市保育所整備基本計画」に基づき、津波浸水予想区域に立地している尾鷲第三保育園及び矢浜保育園の安全な場所への移転や、尾鷲第四保育園の耐震化につきまして、新年度におきましては、保育所建設用地の取得及び実施設計等に取り組み、一日も早い安全な保育環境の整備を進めたいと思います。

以降は第6次尾鷲市総合計画施策体系順で申し述べます。

みんなが共に支え合い暮らせるまち

(市民参加によるまちづくり)

平成24年4月に、社会教育事業に限定されていた公民館を地域活動の推進や地域文化の伝承など、共創事業として幅広いコミュニティ活動ができる施設としてコミュニティーセンターに変更いたしました。

現在の13カ所あるコミュニティーセンターは、地域の活性化を促すコミュニティーセンター事業に加え、「おわせ輪内まるごと振興協議会」「ココロとカラダの健康ウォーキング」「尾鷲元気プロジェ

クト」など、庁内各課の事業とも連携しております。

しかしながら、一部の施設が老朽化しており、地域住民のより一層の交流、地域文化の発信・活動拠点施設としての機能を発揮できない状況にあります。

現在の九鬼コミュニティーセンターは、昭和30年に九鬼公民館として建設し、九鬼地区住民の活動拠点施設として位置づけておりましたが、施設の老朽化が進み、またバリアフリー化もされていないため、地域の拠点となる施設としての利用は困難となっており、地域の実情に応じた新たな拠点施設を望む声が多く寄せられておりました。

このような中、新年度にバリアフリー化を基本とした新たな施設を整備したいと考えており、これによって地区住民が安全で安心して活用できる環境を提供できるものと期待しております。

また、九鬼地区には市の出張所機能を有した九鬼センターがありますが、こちらも明治40年建設と老朽化が著しいため、センターとコミュニティーセンターを併設し、整備したいと考えております。

曾根コミュニティーセンターにつきましては、曾根郷土資料館を解体し、跡地に整備する計画であります。埋蔵文化財包蔵地に指定されている場所でもありますので、平成26年度に発掘調査を行い、建設工事は平成27年度に行いたいと考えております。

(情報共有化の推進)

次に、情報共有化についてであります。

現在、行政情報等のコンテンツ充実及びわかりやすい情報提供を行うことを目的に、ホームページの更新作業を進めているところであります。特に本市を訪れる方々への情報発信を強化するため、観光・物産に特化したホームページの更新作業も、本格運用に向け進めております。このホームページでは、尾鷲のイベントや旬の物産品情報を、ページを訪れた方々にわかりやすく、楽しんで見てもらえるようなものにし、尾鷲に行ってみたいと感じていただけるよう

なホームページにしたいと考えております。

あわせて、本市を訪れた皆さまに向けての情報発信として、開発したスマートフォン対応の市内案内アプリを活用した観光や物産の情報提供を行い、来訪者の利便性を向上させ、集客交流人口の増加と滞在時間の延長につなげてまいります。

みんなが安心して健やかに暮らせるまち

(健康づくりの推進)

次に、健康づくりについてであります。

尾鷲市健康増進計画の進捗につきましては、昨年の第三回定例会にてご報告させていただいたところではありますが、去る2月24日、策定委員会より答申がありました。

計画の詳細につきましては、所管の委員会にてご説明させていただきますが、本計画は平成26年度から平成30年度までの5年間とし、『地域力を活かした健康づくり事業の充実を通して、市民の健康寿命の延伸』を重点目標とし、市民の皆さまがいつまでも元気にいきいきと、自分らしく過ごすことができることを目指した取り組みの方向性を示しております。

さらに、計画の推進にあたっては、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた支援を効果的に実施するため、市民の皆さまと共に創る施策となっていることが本計画の特徴であり、健康づくりの基盤となる組織「尾鷲健康増進の会（通称：オワセハッピー）」を創設し、市民並びに各組織団体の方々の協力をいただきながら、地域力の強さを活用した健康づくりを実践することで「健康のまち尾鷲」を目指してまいります。

(医療体制の確保)

次に、尾鷲総合病院におきましては、引き続き365日24時間の救急医療体制の維持、医療の質の向上及び地域医療と福祉関係機関との連携の強化を進めてまいります。

特に、救急医療体制の維持につきましては、昨年9月に熊野尾鷲道路の尾鷲南インターチェンジと熊野大泊インターチェンジ間が供用開始したことによって、熊野地域の患者様が増加しているほか、来る3月30日には、紀勢自動車道海山、紀伊長島インターチェンジ間も開通予定であり、紀伊長島地域の患者様も増加すると考えられます。

そのような中、依然として医師不足が続いておりますが、当院は東紀州地域の拠点病院として、三重大学医学部、伊勢赤十字病院、地元医師会等の協力のもと、常勤・非常勤医師を確保し救急医療体制を堅持してまいります。

また、医療機器では、脳波計、血液ガス分析装置、電動ベッド等の医療機器、施設関係では、入院病棟の空調関係制御のための中央監視装置・熱源制御機等を、新年度に随時更新し、医療の質を高めてまいりたいと考えております。

次に、地域医療と福祉関係機関との連携強化におきましては、昨年10月に開催いたしました東紀州地域連携会議をこの3月にも開催し、地域の患者様の通院、日常生活の支援等の多様なニーズに対応できる体制づくりを引き続き協議してまいります。

尾鷲総合病院は、今後とも地域の皆さまの声をお聞きし、病院運営に反映させ、「住民参加型病院」を目指してまいります。

(高齢者保健福祉の推進)

次に、高齢者保健福祉についてであります。

高齢化が進む本市において、高齢者の方が健康でいきいきと地域で生活できる環境づくりが重要であります。

いつまでも健康でありたいと願う高齢者の健康づくりを支えるため、新年度において、新たな「尾鷲市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者一人ひとりの状態に合った介護予防事業等を推進することで、生きがいを持って健康に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

(障がい者福祉の推進)

次に、障がい者福祉についてであります。

障がいのある方が住み慣れた地域で自立しながら安心して生活を送るためには、各種の障がい福祉サービスの提供とともに、障がいのある方が積極的に社会参加できる環境整備が必要であります。

本市では、障がいのある方もない方も「対等な立場」で「ともに働ける」新しい職場形態である社会的事業所の設置を新年度から支援し、地域社会に根ざした障がい者の就労の促進並びに社会的経済的な自立を促進いたします。

次に、本年度で計画期間が終了する「第3期尾鷲市障がい福祉計画」につきましては、実績や課題を踏まえ、今後必要となるサービスの種類や量を見込み、サービス提供体制の計画的な整備と生活支援や自立支援体制を構築することを目的とした新たな計画を策定してまいります。また、同じく計画期間が本年度で終了する「第2期紀北地域障がい者福祉計画」につきましては、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援施策等を総合的に推進する計画を策定してまいります。

みんなが豊かさの創造によりにぎやかに暮らせるまち

(農業・関連産業の振興)

次に、農業振興についてであります。

天満地区におきましては、5カ年計画の最終年を迎える第三期中山間地域等直接支払交付金事業を引き続き実施いたします。耕作放棄地の発生防止を目的に約23haの農地において16軒の農家と1軒の農業生産法人との間で5カ年の集落協定を締結し、農地の保全や農道等の維持・管理に取り組んでまいります。

また、農業基盤整備事業としましては、老朽化し本来の機能を発揮しなくなっている小原野農業用水路改良工事をはじめ、雨駄^{うだ}農業用水路支線、銀杏^{いちよう}農業用水路取水堰^{しゅすいぜき}改良工事につきましても計画し

ており、農業用水の安定的な供給を達成するとともに、大雨などの緊急時の安全かつ容易な放水も確保いたします。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業振興についてであります。

現在、森林・林業をとりまく状況は、戦後の拡大造林政策によって多くの人工林が生み出されている中、半世紀を経て伐期を迎えている人工林が控えているにも関わらず、採算性の悪化を理由に数多く放置されているのが現状であります。

このことにより、森林の伐採、植栽、保育といった林業の循環が停滞してしまい、森林の持つ公益的な機能が発揮できず、台風や大雨等による土砂災害を招く恐れがあることから、伐期を迎えた森林を伐採し、国産材を積極的に利用し続け、森林資源の持続的な利用需要を高めながら、植林、間伐、素材生産などの林業生産活動を活性化させていく必要があります。

これらの対策として、「経済効果」「偏った林齢構成の平準化」「公益的機能の確保・維持」の三つの目的を掲げ、平成24年度から市有林主伐事業を開始いたしました。

2年を経過し、市有林材を継続して出材することにより、原木市場での取扱量の拡大、安定供給による信用、競り参加者の増加による原木価格の上昇につながっております。市有林材を購入した業者からの聞き取りにおいては、材の高評価と相まって、地域林業はもとより治山治水等環境面へも好影響が表れるとの言葉もいただいております。さらに、林業関係者からも主伐事業継続の要望をいただいているところであります。

主伐事業は、民有林材を含めた尾鷲産材の販売量の拡大が、より一層「尾鷲ヒノキ」のブランドの伸展にもつながるものと捉えておりますので、引き続き林業・木材関連業の活性化につながるよう事業を継続してまいります。

バイオマス事業につきましては、県内の森林組合や林業者によっ

て「東紀州木質バイオマス利用協議会」が設立され、これまで放置されていた間伐材等の利用が進められることから、当該事業の推進により森林整備や雇用の創出にもつながるものと考えております。

現在、木質バイオマスチップの原材料の供給体制につきまして構築中であり、今後も県と連携を取りながら、民有林や市有林の林地残材、端材や未利用間伐材を有効活用するカスケード利用を進め、地域の林業・木材産業の活性化のために取り組んでまいります。

次に、林道基盤整備についてであります。

林道は、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮していくために必要な造林、保育等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤であります。このようなことから林道川原木屋線において、本年度からの2カ年計画で、美しい森林づくり基盤整備交付金を活用し、路側の改良工事を継続実施しております。

本年度において測量設計業務を行い、その結果に基づいて工法の検討、協議を経て、新年度に本工事に着手し、森林整備の骨格となる林道を完成させる計画であります。

次に、みえ森と緑の県民税市町交付金事業についてであります。

県において、森林づくりを地域社会全体で支える新たな仕組みの構築が検討された結果、本年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入し、基本方針として定めた「災害に強い森林づくり」と「県民全体で支える社会づくり」を進めるため、必要な財源が確保されることとなりました。

この目的税を財源として、県下29市町に交付金が交付されることとなっており、本市におきましては、関係各課で県が定めた基本方針を踏まえ協議を重ねた結果、市内の小学生を対象とし、尾鷲特有の密植の方法によるヒノキの植樹を体験、併せて尾鷲の林業についても学ぶ森林講座を開催するほか、木のぬくもりにふれあう機会

を提供し、森林や木材に関する知識を育むことができる事業を進めてまいります。

また、宮之上小学校の備品の購入にも、本交付金を充てており、地元産材で制作した木の机やいすを配置し、児童の頃から木材に触れ合う中で森林や木材に関する知識を育むことを図ってまいります。

(水産業・関連産業の振興)

次に、漁業後継者対策についてであります。

漁業後継者の確保・育成につきましては、「尾鷲市漁業体験教室」の開催や、大型定置網漁業への就業を目的とした漁業長期研修への支援などの取り組みを行っております。

一方、平成24年度に尾鷲漁協早田支所において開講された「早田漁師塾」では、1カ月間の実践的な研修に取り組み、これまでに2人の方が株式会社早田大敷に就業されており、県においては、漁業に関する知識や技術を習得するための拠点モデルとして位置付けされていることから、本市といたしましても、新年度も引き続き、若者などの就業・就労への取り組みに支援を行ってまいります。

また、尾鷲漁協早田支所では、「漁業体験教室」や「早田漁師塾」を経験した漁業就業者が、将来、独立することを目指しており、自立できる担い手育成に向け、漁船や漁具を貸与し、漁業の知識や技術習得をスムーズに実践させることで、多様な就業体制の確立を目指しております。

本市といたしましても、県の「新規漁業就業者定着支援事業」と連携して支援を行い、多様な担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

次に、尾鷲港産地協議会では、これまで尾鷲魚市場へ水揚げされる水産物の高付加価値化や魚食普及のための取り組みをはじめ、水揚げの増大、共同利用施設の整備のための調査研究や利活用についての検討などに取り組み、水産物の高付加価値化では、漁業者によるアオリイカ等の高鮮度保持技術の実践や大型小売店でのPR活動、

魚食普及では「魚まつり」が行われてきたところでもあります。

また、尾鷲漁協が中心となって生マグロの水揚げ誘致が行われる中で、地元水産会社による近海マグロ延縄漁船の建造、高鮮度保持の技術を取り入れた高品質の生マグロの水揚げが開始され、今後は、高付加価値化による「尾鷲産マグロ」としてのブランド化、水揚げの増大を目指していくことと伺っております。

本市といたしましては、尾鷲港産地協議会が実施される水産物の高鮮度保持による高付加価値化への取り組みや、尾鷲のさかなのブランド化などの取り組みにつきましても、引き続き支援していくとともに、今後は、尾鷲魚市場の機能強化等につきましても漁業協同組合や水産業関係団体、県と協議を進めてまいります。

次に、藻類・二枚貝養殖普及事業についてであります。

平成23年度から3年間、アサリ・アカガイ等の二枚貝養殖の実証試験に取り組み、尾鷲湾・賀田湾において、様々な条件下での成長・生残等のデータを取得した結果、先進地で取り組まれているような養殖方法が可能であることを確認いたしました。

一方、大曾根、早田地区におかれましては、漁協・漁業者・県・市の連携のもと、ヒロメの試験養殖に取り組み、昨年、新たに藻類養殖の区画漁業権を取得し、ヒロメの本格的な養殖を始められ、特産品化を目指すなど、新たな取り組みが始まっております。

今後は、藻類・二枚貝養殖を希望する漁業者への技術的支援を行うとともに、養殖技術の向上のため、引き続き漁業者と共同で実証試験に取り組み、技術普及に努めてまいります。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るための「水産基盤ストックマネジメント事業」につきましては、施設の老朽化状況調査や機能診断を実施し、その結果に基づく機能保全計画の策定を行っており、平成23年度に須賀利漁港、平成2

4年度に古江・早田漁港、平成25年度には大曾根・行野浦・曾根・九木漁港を終える予定であります。

新年度には、梶賀漁港の機能保全計画の策定を予定しており、これにより、市が管理する8漁港全ての機能保全計画を終え、今後、優先順位を定め、当該計画に基づく施設の保全工事を実施してまいります。

須賀利漁港につきましては、本年度に測量設計を実施しているところではありますが、防波堤設計のための潜水調査など詳細調査を実施したところ、消波ブロック背後の防波堤鋼矢板こうやいたに著しい腐食が確認されたことから、工法の再検討が必要となり、地質調査を含めた設計業務等の工期を延長せざるを得なくなったため、本年度、着手予定の第二貝殻防波堤かいがらぼうはてい及び市場前物揚場いちばまえものあげば(第1期)の機能保全工事を新年度に繰り越し実施してまいります。

また、新年度に予定しております須賀利漁港市場前物揚場いちばまえものあげば(第2期)の機能保全工事につきましても、順次実施してまいります。

(商工観光業の振興)

次に、海洋深層水事業についてであります。

まず、平成21年度から取り組んできている海洋深層水の多段活用型陸上養殖試験につきましては、通年におけるアワビ、サツキマス、ナマコ、ハバノリそれぞれ単体での養殖試験に加え、養殖種を多段的に組み合わせる試験モデルも投入して、事業化を意識した試験養殖を行ってまいりました。結果として、それぞれの単体の歩留まりをはじめ、飼育状況としては良好であります。

今後、事業化に向けた具体的な協議を行い、6次産業化を念頭に置いた事業誘致を実現させたいと考えております。

また、他の分野における需要開拓や企業誘致につきましても、本年度は、みえ尾鷲海洋深層水利用協議会において、海洋深層水の利活用ガイドブックを新たに製作しており、これらを有効活用し、県とも連携しながら深層水の利活用促進に努めてまいります。

市民の皆さまへの深層水PRとして、年4回「広報おわせ」に折り込んでおりますPRチラシにつきましては、新年度にかけてリニューアルを行い、引き続き、みえ尾鷲海洋深層水事業の伸展を図ってまいりたいと考えております。

次に、昨年度から民間事業者、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会及び本市との共創事業として、特産品開発や人材育成、情報発信等の物産振興事業に取り組んできております。

現在、12事業者の参加による「尾鷲ものづくり塾」を開催し、専門家のアドバイスも受けながら、特産品の開発や改良を行ってきており、また、それらの特産品を中心として、名古屋や東京の大都市圏において、試食・PR等のマーケティング調査も実施してきております。

新年度におきましては、これらの特産品開発の取り組みを、さらに推し進めるとともに、開発された商品を来訪客のお土産品として、また、「尾鷲まるごとヤーヤ便」等による産直品として、そのPRや販売促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、まちなかのにぎわい創出や集客交流への取り組みについてであります。

紀勢自動車道の全線開通及び熊野古道の世界遺産登録10周年を間近に控え、まちなかのにぎわいづくりや本市への集客をいかにして図り、滞留してもらうかが喫緊の課題となっております。

熊野古道につきましては、本年7月7日に世界遺産登録10周年の節目を迎えることから、県と本市を含めた東紀州地域が連携し、「熊野古道世界遺産登録10周年事業実行委員会」が組織され、地域のにぎわい創出、熊野古道の次代への継承と古道の環境整備を進めることとなっております。

中でも、イベント事業につきましては、7月にオープニングイベントを開催、12月のフィナーレイベントまで熊野古道伊勢路踏破

ウォークの実施をはじめ、キャンペーン事業や地域の魅力を情報発信するとともに、地域の魅力を活かした様々なイベントが開催されることとなっております。

本市では、これまで各種モニターツアーなどを実施し、試行錯誤を繰り返しながら蓄積してきた着地型観光商品のノウハウを踏まえ、先月から企画募集型の「熊野古道おわせ健康ウォーキング」ツアーを定期的に開催しております。

今後とも、着地型観光商品として「熊野古道」「おわせの自然」「おわせの食」「夢古道おわせ」「まちの駅ネットワーク」などを組み合わせた参加者が楽しめる商品を企画開発し、実施してまいります。

また、「おわせ港まつり」や「おわせ海・山ツーデーウォーク」などの実施においても、記念イベントとして内容を充実させるとともに、「熊野古道・宿場町尾鷲ガイドマップ」や好評を得ている「尾鷲よいとこ定食の店」の冊子を作成し、県内外も含め広くPRし集客に努めてまいります。

一方、まちなかのにぎわいづくりにつきましては、まちの駅ネットワーク推進事業に取り組んでおり、昨年3月に「まちの駅ネットワーク尾鷲」が設立され、7月には県下最多の23駅でまちの駅がオープンしました。オリジナルガイドブック「尾鷲アルコマチ」や「まちなか探検マップ」の製作、「まちの駅をめぐって尾鷲の魚を食べつくせツアー」、オリジナルファーストフード「おわせ棒」の食べ歩きなど、これらの活動が、各種マスコミや「県政だより」にも取り上げられ注目を集めております。

また、尾鷲商工会議所と連携のうえ、昨年11月に、まちなか食べ飲み歩きイベント「尾鷲旬のコツまみバル」を開催し、予想を上回る多くの皆さまに参加をいただきました。

新年度においても、このような「まちの駅ネットワーク尾鷲」や「尾鷲旬のコツまみバル」などの取り組みにつきまして、連携、支援しながら、まちなかの魅力アップを図るとともに、まちなかのにぎわい情報の発信を積極的に行うことで、高速道路の利用者をはじめ

め、熊野古道の来訪者のまちなかへの回遊を促し、地域消費の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまち

(子育て支援の推進)

次に、子育て支援についてであります。

国におきましては、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども一人ひとりを大切にする社会の実現を目指す、新たな子育ての仕組みとして「子ども・子育て支援法」が施行されました。本市におきましては、地域の実情に合った子育て支援を実施するため、「尾鷲市子ども・子育て会議」を設置し「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでおります。

また、一人親家庭への支援につきましては、近年、増加傾向にある母子家庭等に対して、経済的支援を目的とする児童扶養手当や一人親医療費助成制度に加え、経済的自立に基づく真の自立を目指し、看護師や保育士等の資格取得を促す目的で実施しております高等技能訓練促進事業を通して、一人親家庭の自立を支えてまいります。

これらの施策を進めることにより、仕事と子育ての調和のとれた、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進してまいります。

(学校教育の充実)

次に、学校教育についてであります。

現在、尾鷲市教育ビジョンに基づき、次代を創るおわせ人（びと）を育てるために、尾鷲の自然や歴史、伝統文化、地場産業などを活用し、誇りと郷土愛を育む「ふるさと教育」の充実に努めております。

本年度は、地域資源を活用した体験活動や地域で生きていく人々の苦労や喜びなどを学ぶことができました。

また、子どもたちや地域の人々との交流の場として、「学び場」づ

くりや「交流授業」「保幼小中の連携」「おわせっこ共育フェスティバル」に力を注ぎ、つながりや絆を深めてまいりました。

小学校5年生と中学校3年生で実施しております尾鷲への帰属意識の調査にも良い結果として表れております。

今後も、学校と地域が共創し、本市の地域資源や人材を活用した取り組みを通して、子ども・若者・市民がつながり合い、豊かに学び合う「世代間交流」を深め、「つながりの再生」と「生きがいの向上」を図り、学校や地域を活性化させてまいりたいと考えております。

さらに、おわせ人としての確かな学力や体力、生活力や文化力を高めるために、学びのサポーターや特別支援のサポーター等のふるさとサポーターに、新たにふるさと先生を加えて、より充実を図りたいと考え、子どもたちの学びと育ちをさらに推進してまいります。

（生涯教育の推進）

次に、生涯教育の推進についてであります。本市においても生涯にわたって自分の生きがいを考え、人生を豊かに送ることを求められる方が多く見受けられます。

教育ビジョンの中にも、このような市民の皆さまを支援する施策の一環として、安全で安心な生涯教育施設の整備・充実を掲げております。

中央公民館の耐震化につきましては、尾鷲市公共施設耐震化改修計画の中にも位置づけられており、施設利用者の安全確保はもとより、災害など緊急時における避難施設として、新年度において耐震設計を行いたいと考えております。

老朽化が進んでいるスポーツ施設につきましては、利用者に満足していただけるよう、設備面も含めて順次改善を進めるとともに、これからのスポーツ振興の在り方の指針となる「尾鷲市スポーツ振興基本計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、埋蔵文化財の発掘についてであります。南輪内センター整備予定地は縄文時代から弥生時代に至る埋蔵文化財の包蔵地^{ほうぞうち}となっており、大正12年から平成元年までの調査により石刀・石剣^{せきとう}・石剣^{せっけん}・土器等が発見された貴重な遺跡であります。

南輪内センター整備にあたり、本年4月から9月頃を目途に発掘調査を予定しておりますので、発掘過程での見学会、体験発掘などを企画し、市民の皆さまに古の尾鷲を知っていただく機会を提供してまいります。

さらに、本年は熊野古道世界遺産登録10周年を迎えるにあたり、古道の快適さと安全の確保に努めるとともに、古道の魅力を味わいながらゆったりと充実した散策ができるよう、県指定有形文化財である八鬼山町石のパネル展示会並びに現地説明会などを開催し、本市への来訪者が増えるよう情報発信などの取り組みを充実させてまいります。

(生涯スポーツの推進)

次に、市民プールについてであります。

市民の健康増進を目的に毎週日曜日、プールの無料開放を行ってききました尾鷲スイミングクラブが昨年10月に閉鎖となり、尾鷲市水泳協会から昨年11月25日に、8,366人の署名簿を添えた「市民室内25メートル温水プールの建設・設置についての要望書」が提出されました。

この要望に対し、短期的には、市民を対象に他市町温水プール利用補助を、尾鷲中学校水泳部員へは潮南中学校温水プールの利用に係る経費の補助を行います。また、尾鷲中学校プールの温水化についての調査や尾鷲スイミングクラブが運営しておりましたプールを修繕する場合の資料作成等、どのような対応が可能なのか5月頃には方針を示すことができるよう進めたいと思います。長期的には、新年度に策定する予定の「尾鷲市スポーツ振興基本計画」の中で市民プールの建設を検討してまいります。

みんながいきいきと快適に暮らせるまち

(鳥獣害対策の推進)

次に、獣害対策についてであります。

獣害パトロール員による見回りや追い払いにつきましても、サル
の活動域の把握や、被害多発地域での追い払い効果など、一定の成
果が出ていることから、今後も引き続き行ってまいります。

また、獣害被害が多発している地区におきまして、猟友会尾鷲支
部の協力のもと地区住民が連携し、被害軽減に向けた一斉追い上げ
等を実施するほか、サル捕獲奨励金制度による捕獲圧の強化を継続
するとともに、地域ぐるみで追い払い活動を実施する地区におきま
しては、研修会を開催し支援を行ってまいります。

いずれにいたしましても、野生の動物が相手のことでもありますの
で、県や専門家の指導を仰ぎながら、粘り強い対策を進めてまいり
たいと考えております。被害多発地区及び猟友会尾鷲支部の皆さま
には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(資源循環型社会の推進)

次に、本市のごみ処理に関する課題に対応するため、導入させて
いただきました指定ごみ袋の有料化制度につきましても、市民の皆
さまの深いご理解とご協力によるものと改めてお礼を申し上げます。

この制度の導入によって、平成25年度のごみ収集量は、1月末
時点で前年度比約24%が削減されており、建設が急がれる新ごみ
処理施設の建設費、維持管理費など、今後のごみ処理費用の軽減に
大きな効果が表れると考えております。

さらに、ごみの減量化を推進していくためには、より効果的な生
ごみの減量対策が必要であると考えております。現在は、家庭用の
生ごみ処理機の購入に補助金制度を設けておりますが、生ごみを地
域単位で減量する大型処理機の導入など、新たな方法につきましても
早急に検討してまいりたいと考えております。

指定ごみ袋のサイズにつきましては、以前からもっと小さいごみ袋をとの要望が多く寄せられており、新年度の早い時期に10ℓサイズのごみ袋の製造、販売するための準備を進めております。

また、現状の指定ごみ袋の強度に対してもご意見をいただいております。今後製造していくごみ袋につきましては、より強度の優れた素材への変更を検討してまいります。

(良好な生活環境の保全)

次に、尾鷲市営浄化槽整備事業についてであります。

本整備事業は、公共用水域の水質保全と生活排水処理率の向上を目的としております。

市民負担の軽減と行政経費の削減を図りながら、短期間に合併処理浄化槽を整備するため、民間事業者の資金力、技術力、ノウハウ等を活用するPFI事業の導入を検討し、優位性が認められたことから、平成24年度からPFI事業者を選定するための尾鷲市浄化槽整備事業PFI導入アドバイザー業務を進めてまいりました。

この業務の内容や進捗状況につきましては、所管の常任委員会や全員協議会において適宜報告してまいりました。

本年1月27日、尾鷲市議会第1回臨時会に、PFI事業を導入した市町村設置型浄化槽整備事業を新年度から実施すべく、尾鷲市浄化槽整備事業に関する条例の制定をはじめとする3議案を上程いたしました。市民や事業者への事業内容説明が十分に行われていないのご指摘があり、ご承認をいただくことができませんでした。

今月、アドバイザー業務の手順に従って選定した優先交渉権者の公表は、市民の皆さまが判断しやすい説明会の開催やアンケート調査を実施するにあたっては、交渉権者の提案内容を明らかにする必要があると判断したことによるものであります。

今後は、サービス内容、分担金、使用料など、前回の説明会では明確にお示しできなかった部分を中心に、各地区において詳細説明を行うとともに、アンケート調査も併せて実施するなど、市民の皆

さまのご意見を改めて伺いしたいと考えております。

(安全・安心な水の確保)

次に、水道事業についてであります。

平成22年度から進めてまいりました新桂山配水池更新事業につきましては、3月末に県下最大級の有効容量5,750立方メートルを有する耐震ステンレス製配水池が完成する予定となっております。これにより、安全・安心な水の安定供給はもとより、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害にも対応可能となります。

今後も、計画的に老朽化した送・配水管、基幹的な浄水場などの水道施設を耐震性の高いものに更新し、さらなる水の安定供給に努めてまいります。

(公共交通の確保)

次に、公共交通の確保についてであります。

公共交通機関を利用しないと通学や通院・買い物等が困難な高齢者や子どもたち等いわゆる交通弱者と呼ばれる方々が、地域でいつまでも安心して日常の生活が送れる交通システムの構築に取り組んでおります。

現在、乗車定員の多いバス車両による公共交通の充実に取り組み、ふれあいバス4路線を運行し、年間延べ約6万人の方々に利用いただいておりますが、一方で、道路事情等により公共交通不便地域があり、狭隘な道路事情を勘案した公共交通の仕組みについての再検討を行っているところであります。

本市では、交通ネットワーク全体を見据えて、それぞれが有機的に連携しながら維持・継続していくため、尾鷲市地域公共交通活性化協議会においてご協議いただき、効率的で効果的な運行体系を構築してまいります。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案第5号「尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第24号「尾鷲市道路線の認定について」までのうち、議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を除く、19議案についてご説明いたします。

議案第5号「尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、三重県において「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、その費用負担として「みえ森と緑の県民税」を平成26年4月1日から導入するにあたり、森林の持つ公益的機能を発揮することができる森林づくりの施策を展開するための交付金が交付されることになり、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第7号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」につきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日に施行されたため、同法を引用する条例の整備を行おうとするものであります。

議案第8号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」及び議案第9号「尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」の2議案につきましては、いずれも平成26年4月1日から消費税法及び地方税法の改正に伴い消費税の税率が変更されることから、外税方式に改めるため条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」につきましては、議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月13日に公布、施行されたことに伴い、団員の処遇改

善のため退職報償金を引き上げようとするものであります。

次に、議案第11号「平成26年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から議案第21号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの11議案についてご説明いたします。

（予算編成方針）

本市の財政状況は、人件費や物件費の削減など、これまでの行財政改革による効果や、平成22年度から過疎地域指定を受けたことによる財政支援などにより改善されつつあります。しかし、その一方で、経常収支比率が95%を超え、財政の硬直化と財政運営の困難さが拡大しているのも事実であります。

歳入においては、人口減少や少子高齢化の進展により、市税収入などの自主財源の確保が非常に困難な状況にある反面、歳出では、社会保障関連経費や公債費が増加しており、また、公共施設の耐震整備をはじめとした中長期的な防災・減災対策を今後も重点的に推進していく必要があることから、今後の財政需要の増加も見込まれ、さらに厳しい財政運営を行っていく必要があります。

こうした状況の中で、平成26年度一般会計当初予算においては、「第6次尾鷲市総合計画」の3年目として、市政の諸課題の解決に向けて重要な1年であり、将来都市像「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向けた諸施策を総合的かつ機能的に推進していく必要があります、前年度比1億3,700万円増の100億円といたしました。

（当初予算の規模）

それでは、平成26年度当初予算についてご説明いたします。

お手元に配付の「平成26年度当初予算主要事項説明」をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比1.4%増の100億円、特別会計の国民健康保険事業会計は、5.0%増の28億9,888万5千円、後期高齢者医療事業会計は、6.7%増の5億9,080万1千円、公共下水道事業会計は、前年度と同額の276万6千円、企業会計においては、病院事業会計で、4.8%増の51億1,168万1千円、水道事業会計で、43.5%減の8億8,121万6千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比0.7%減の194億8,534万9千円とするものであります。

(歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについてご説明いたします。
2ページをご覧ください。

1款、市税につきましては、対前年度比2.3%増の22億4,688万4千円を計上しております。これは、地域経済の低迷により法人市民税の減少はあるものの、近年の収納率の向上により、市税全体としては増収となる見込みであります。

6款、地方消費税交付金は、22.2%増の2億2,000万円を計上しております。これは、平成26年4月1日から消費税が現行の5%から8%に引き上げられるため、引き上げ分に係る市町村交付金が増額となる見込みであります。

9款、地方交付税につきましては、国の地方財政計画などにおいて地方税の増収を見込み、平成26年度地方交付税総額で約1,800億円の減額となっていることを踏まえ、本市においても基準財政収入額の増加を見込み、0.9%減の33億1,000万円を計上しております。

12款、使用料及び手数料は、13.6%減の1億4,512万円を計上しております。これは、指定ごみ袋による塵芥収集手数料1,672万9千円の減額が主なものであります。

13款、国庫支出金は、7.4%増の11億2,172万9千円

を計上しております。これは、桜茶屋避難広場整備事業及び尾鷲小学校避難路整備事業に対する社会資本整備総合交付金7,500万円の増額が主なものであります。

14款、県支出金は、5.7%減の6億668万7千円を計上しております。これは、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金1億3,320万円の減額が主なものであります。

15款、財産収入は、26.3%増の4,869万2千円を計上しております。これは、立木売払収入989万9千円の増額が主なものであります。

17款、繰入金は、8.0%減の6億6,688万4千円を計上しております。これは、当初予算編成にあたり、地域の元気臨時交付金基金2億2,624万1千円、第三セクター等改革推進債の元金償還分として減債基金から3,500万円、なお不足する財源につきまして財政調整基金から3億7,365万2千円繰り入れるなど、それぞれの基金の目的に沿って、取り崩し額を計上しております。

20款、市債は、学校教育施設等耐震整備事業債2億3,930万円、消防救急デジタル無線整備事業債1億7,800万円、保育所施設整備事業債1億3,260万円など、8.4%増の13億210万円を計上しております。

(歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比4.6%減の43億4,964万6千円となっております。

まず、人件費は、9.5%減の14億8,486万8千円を計上しております。これは一般職員では、正規職員の削減等による減少と退職手当の減額、議員では、2名の減員と議員共済費の減などによるものであります。

扶助費は、生活保護費で2,843万円の減額、乳幼児の減少などにより保育所運営費で1,575万7千円の減額、支給対象児童数の減少などにより児童手当で4,082万円の減額などにより、3.2%減の17億1,069万8千円を計上しております。

公債費は、0.3%増の11億5,408万円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、資源ごみ収集運搬業務委託料で2,298万9千円の減額となるものの、マイナンバー制度導入に伴う住民記録システム改修業務委託料2,013万2千円、エリアワンセグ受信端末購入費4,271万4千円の増額などにより、3.6%増の16億8,305万1千円を計上しております。

補助費等は、病院事業会計負担金3,000万円、水道事業会計負担金1,373万7千円の減額となるものの、消防救急デジタル無線整備事業費の増などにより三重紀北消防組合負担金1億551万6千円の増額、臨時福祉給付金8,100万円の増額などにより、13.1%増の13億3,283万1千円を計上しております。

繰出金は、紀北広域連合分担金、国民健康保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が、いずれも増額となることから、21.1%増の11億5,918万4千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費の総額は、4.8%減の13億9,861万1千円の計上であります。

これは、補助事業費で、学校耐震整備事業における工事請負費1億4,100万円、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金1億3,320万円の減額などにより、31.3%減の5億9,446万9千円の計上であります。

単独事業費は、エリアワンセグシステム基盤整備工事請負費1億4,957万5千円、クリーンセンター施設能力増強工事請負費1億3,618万5千円、夢古道の湯増築工事請負費3,334万3

千円の減額となるものの、保育所施設整備に係る公有財産購入費 1 億 8 0 2 万 8 千円、九鬼コミュニティセンター建設工事請負費 9, 8 9 9 万 3 千円の増額などにより、32.4%増の 7 億 8, 4 3 9 万 5 千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

17 ページをご覧ください。

三重県知事選挙事務費及び三重県議会議員選挙事務費につきましては、選挙期間が平成 26 年度、平成 27 年度の 2 カ年にわたることから、新たにその期間及び限度額を、それぞれ平成 27 年度、60 万 4 千円とするものであります。

(特別会計)

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

18 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、対前年度比 5.0%増の 28 億 9, 888 万 5 千円を計上しております。

主な要因としましては、7 款、共同事業拠出金の増額によるものであります。

次に、19 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、対前年度比 6.7%増の 5 億 9, 080 万 1 千円を計上しております。これは、療養給付費の増による広域連合負担金の増によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、昨年度と同額の 276 万 6 千円を計上しております。

(企業会計)

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

20 ページをご覧ください。

病院事業会計につきましては、対前年度比 4.8%増の 51 億 1,

168万1千円を計上しております。

業務の予定量は、入院が1日平均222人、年間延べ8万1,148人、外来が1日平均449人、年間延べ10万9,594人を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は46億6,782万3千円、支出は46億5,514万2千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は2億9,651万7千円、支出は4億5,653万9千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億6,002万2千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、学資貸与金の期間を平成27年度、限度額を300万円とするものであります。

次に、21ページをご覧ください。

水道事業会計につきましては、対前年度比43.5%減の8億8,121万6千円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数9,830戸、年間給水量414万1千立方メートル、1日給水量1万1,345立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は6億4,686万3千円、支出は5億7,541万8千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は5,920万6千円、支出は3億579万8千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億4,659万2千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、水道部庁舎警備業務委託料は期間を平成27年度から平成28年度、限度額を57万円、水道部庁舎清掃業務委託料は期間を平成27年度から平成28年度、限度額を72万5千円、会計システム賃借料は期間を平成27年度か

ら平成31年度、限度額を753万4千円とするものであります。

(補正予算)

続きまして、平成25年度補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正が主なものであります。

それでは、お手元に配付の「平成25年度一般会計補正予算（第5号）主要事項説明」をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億5,527万4千円の増額、国民健康保険事業会計で4,651万5千円の減額、後期高齢者医療事業会計で1,042万3千円を増額し、病院事業会計で2,883万8千円、水道事業会計で544万7千円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を203億833万5千円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1款、市税は、収納率の向上により市税全体として増収となる見込みであることから、5,950万円を増額するものであります。

12款、使用料及び手数料は、1,624万9千円の減額であります。これは、指定ごみ袋による塵芥収集手数料1,268万1千円、深層水使用料190万円の減額が主なものであります。

13款、国庫支出金は、1億9,917万3千円の増額であります。これは、地域の元気臨時交付金2億2,624万1千円の増額、児童手当国庫負担金2,450万2千円の減額が主なものであります。

14款、県支出金は、1億4,834万4千円の減額であります。これは、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金1億3,320万円の減額が主なものであります。

15款、財産収入は、530万7千円の増額であります。これは、立木売払収入314万9千円の増額が主なものであります。

16款、寄附金は、3,265万2千円の増額であります。これは、一般財団法人尾鷲みどりの協会からの林業振興事業寄附金3,030万円、ふるさと寄附金235万2千円の増額によるものであります。

17款、繰入金は、1,815万9千円の増額であります。これは、後期高齢者医療事業会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

1款、議会費は、694万6千円の減額であります。これは、議会運営経費の普通旅費の減額が主なものであります。

2款、総務費は、4億5,861万5千円の増額であります。これは、地域の元気臨時交付金基金積立金2億2,624万1千円の増額、みどりの基金積立金3,031万3千円の増額、尾鷲北・南インター付近PR看板設置工事請負費579万6千円の減額が主なものであります。

3款、民生費は、6,751万6千円の減額であります。これは、介護保険事業における給付金の減などにより紀北広域連合負担金1,482万7千円の減額、市内入所者の減による養護老人ホーム聖光園指定管理料773万4千円の減額、保育所施設整備用地における対象面積拡大に伴う尾鷲市保育所整備測量・調査・設計業務委託料358万5千円の増額、支給対象児童数の減少などによる児童手当3,526万円の減額が主なものであります。

4款、衛生費は、4,875万1千円の減額であります。これは、国からの通知により平成25年6月から子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨を控えたことによる予防接種委託料1,966万8千円の減額、入札によるクリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託料1,600万円の減額、申込み件数の増加による浄化槽設置整備事業補助金614万円の増額が主なものであります。

5 款、農林水産業費は、1 億 5, 7 0 6 万 8 千円の減額であります。これは、尾鷲ひのきプレカット協働組合で予定しておりました木材加工流通施設等整備事業が見合わせになったことによる森林整備加速化・林業再生基金事業補助金 1 億 3, 3 2 0 万円の減額が主なものであります。

6 款、商工費は、9 0 5 万 1 千円の減額であります。これは、事業費の確定による夢古道の湯増築工事請負費 3 8 3 万 8 千円の減額が主なものであります。

8 款、消防費は、6 1 3 万 9 千円の減額であります。これは、三重紀北消防組合負担金の減額であります。

9 款、教育費は、7 8 7 万円の減額であります。これは、温水プール基本調査業務委託料 2 5 0 万円の追加、新規貸与者の減による奨学資金貸付金 2 9 4 万円の減額、計画変更に伴う特別天然記念物カモシカ食害対策事業委託料 3 5 7 万 6 千円の減額が主なものであります。

続きまして、繰越明許費補正についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

追加で、2 款「総務費」、1 項「総務管理費」のホームページデザイン業務委託料、3 款「民生費」、2 項「児童福祉費」の子ども・子育て支援事業計画策定事業、5 款「農林水産業費」、2 項「林業費」の森林環境創造事業、美しい森林づくり基盤整備事業（森林環境創造事業）、美しい森林づくり基盤整備事業、5 款「農林水産業費」、5 項「水産業費」の水産基盤ストックマネジメント事業、6 款「商工費」、1 項「商工費」のホームページデザイン業務委託料、9 款「教育費」、1 項「教育総務費」の温水プール整備事業につきましては、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。

追加で、図書館システム使用料に係る消費税率改正分につきましては、期間を平成 2 6 年度から平成 2 9 年度まで、限度額を 2 8 万 3

千円とするものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、4,651万5千円を減額し、歳入歳出予算総額を30億4,758万1千円とするものであります。

歳入では、収納率の向上による国民健康保険税3,250万円の増額、補助対象経費の変更による国庫支出金6,040万9千円の減額、療養給付費等交付金1,872万6千円の減額が主なものであります。

歳出では、一般分療養給付費及び退職分療養給付の減額などによる保険給付費4,501万8千円の減額、受診者の減少による健診委託料の減による保険事業費818万5千円の減額が主なものであります。

次に、10 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,042万3千円を増額し、歳入歳出予算総額を、5億7,407万円とするものであります。

歳入では、保険基盤安定繰入金の減額などによる繰入金415万5千円の減額、三重県後期高齢者医療広域連合からの前年度精算金受入れによる諸収入1,815万9千円の増額が主なものであります。

歳出では、一般管理費負担金及び保険料等負担金の減額による広域連合負担金773万6千円の減額、前年度精算金を一般会計に繰り出すことによる諸支出金1,815万9千円の増額であります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

病院事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収益では、医業外収益で国・県補助金の162万4千円の増額であります。

支出では、医業費用の給与費で、手当が増額になるものの、給料、法定福利費の減額による給与費の減と、燃料費等の経費の減により

2,883万8千円を減額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、補助金21万1千円の増額であります。

支出では、器械備品購入費の増額による建設改良費の147万9千円の増額であります。

続きまして、12ページをご覧ください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益は無償給水に対する他会計負担金の増額により11万4千円の増額、営業外収益は消費税還付金の減額などにより、675万9千円の減額であります。

支出では、営業費用が額の確定による委託料の減額などにより、504万3千円の減額、営業外費用は企業債の支払利息を減額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金が増額になるものの、消火栓等に要する経費に対する他会計負担金、建設改良費の減額による企業債の減額により1億7,383万2千円の減額であります。

支出では、新桂山配水池更新事業の工事請負費の減額が主なもので、建設改良費1億3,702万4千円を減額するものであります。

以上をもちまして、議案第11号「平成26年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から議案第21号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの11議案についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び第5項の規定により、三重交通株式会社に指定期間を1年間と定めて指定管理を行うにあたり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び第5

項の規定により、公益財団法人 尾鷲文化振興会に指定期間を3年間と定めてそれぞれ指定管理を行うにあたり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、法人からの土地の寄附に伴い、市道路線の認定を行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

降壇

登壇

それでは、議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきましてご説明いたします。

これは、第6次尾鷲市総合計画の重点的な取り組みである人づくりを具体的に進めていくため、その推進エンジンを「食」に絞り、各分野の「食」という共通項目による横断的かつ連動したまちづくりを総合的に推進する一環として、漁業・水産業の充実とともに、農商工連携や6次産業化の推進をより一層図るため、自らの組織も一元化し、魚まち推進課と商工観光推進課の2課を統合して「水産商工食のまち課」を新たに設置することや、管理部門における執行体制の強化を図るため、平成26年4月に組織機構を見直すことに伴う事務分掌等の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

降壇

登壇

それでは、人事案件 1 件についてご説明をいたします。

議案第 25 号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、^{ひがしつかさ}東司氏が本年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で豊富な知識を備えた方である^{たなかしげかつ}田中繁勝氏を公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

降壇

登壇

それでは、報告案件 1 件についてご説明をいたします。

報告第 1 号「財団法人尾鷲市開発公社の清算終了について」につきましては、財団法人尾鷲市開発公社が平成 26 年 2 月 14 日を以って清算終了しましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別冊のとおり決算報告書及び清算事務報告書を提出し報告するものであります。

説明につきましては、副市長にいたさせますので、よろしく願いします。

降壇

登壇

(報告：副市長)

それでは、報告第1号「財団法人尾鷲市開発公社の清算終了について」ご説明いたします。

最初に、平成25年度決算報告についてご説明いたします。

「平成25年度決算報告書」の1ページをご覧ください。

正味財産増減計算書であります。

まず、一般正味財産増減の部について説明いたします。

1. 経常増減の部の(1)経常収益につきましては、①基本財産運用益の基本財産受取配当金として400円、⑤雑収益の受取利息として193円となっております。

基本財産受取配当金400円は、紀北信用金庫の有価証券の配当金であります。

経常収益計につきましては、以上の593円となっております。

次に、「経常費用」であります。

「経常費用」につきましては、「役員報酬支出」が清算人2名の報酬として1万3,200円、「租税公課」が法人県民税2万1,600円と登記事項証明書発行のための印紙代600円の合計2万2,200円、「雑費」の10万6,250円につきましては、官報への解散公告掲載料3回分の費用9万9,890円とその振込手数料735円であります。

以上の13万6,025円が「経常費用計」となり、先ほどの「経常収益」との差額マイナス13万5,432円が「当期経常増減額」であります。

本年度は、「経常外収益」及び「経常外費用」は発生しておりませんので、「当期一般正味財産増減額」が先ほどと同じマイナス13万5,432円となり、「一般正味財産期首残高」49万203円から差し引きました35万4,771円が「正味財産期末残高」となります。

続きまして、2ページの貸借対照表をご覧ください。

「資産の部」であります。1「流動資産」が現金35万4,771円、2の「固定資産」はありませんので、「資産合計」は35万4,771円となります。

「負債の部」もありませんので、「正味財産」は35万4,771円となり、「負債及び正味財産合計」も同額であるため、「資産合計」と一致しております。

次に、3ページ「財務諸表に対する注記」をご覧ください。

2、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高につきまして、投資有価証券の「前期末残高」4万5,000円につきまして、平成25年6月27日に伊勢農協の有価証券3万5,000円、同年8月6日に紀北信用金庫の有価証券1万円の解約が成立し、「当期減少額」が4万5,000円となりましたので「当期末残高」で0円となっております。

続きまして、4ページの「財産目録」をご覧ください。

「資産の部」の「流動資産」が「現金」35万4,771円となっております。

「事業資産」「固定資産」「負債」等はありませんので、「正味財産」は35万4,771円となります。

平成25年度決算報告につきましては、以上となります。

引き続きまして、「清算事務報告書」を説明させていただきます。

財産目録の次のページにあります「清算事務報告書」をご覧ください。

平成26年2月14日時点で、財団法人尾鷲市開発公社の残余財産は、先ほどの決算報告にありますように35万4,771円となりました。

この残余財産につきましては、尾鷲市開発公社の「寄附行為」第20条第2項の「公社が解散した場合、残余財産があるときは、尾鷲市に帰属する。」に基づき、平成26年2月14日に尾鷲市に引渡しを行いました。

この残余財産の引き渡しをもって開発公社は清算終了し、平成2

6年2月17日に清算終了登記を完了いたしましたので、ご報告いたします。

以上をもちまして、報告第1号「財団法人尾鷲市開発公社の清算終了について」のご説明とさせていただきます。

降壇